

食肉検査データ活用体制整備業務に係る サーバ機器一式の調達仕様書

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課

1. 調達の概要

1.1 概要

本仕様書は、食肉検査情報システム（以下「本システム」という。）で使用するハードウェア（サーバ機器と周辺機器、その他設備を含む本システムを構成する機器の一式）と前述のハードウェアを運用するのに必要なオペレーティングソフトウェア、及びハードウェア保守作業に関するものである。

1.2 賃貸借契約期間

令和6年（2024年）7月1日～令和11年（2029年）6月30日（60ヶ月）とする。

1.3 調達に係る費用積算の前提条件

本システム一式を60ヶ月賃貸借とし、次の経費を基に月額費用を積算すること。

- (1) 本仕様書に掲げる機器一式の賃貸に要する経費
- (2) 機器の搬入、据付、及び撤去に要する経費（項番3の「納入等の場所及び時期」を参照）
- (3) 機器一式のハードウェア保守に要する経費（項番4の「保守」を参照）

2. 調達機器

本システムの調達機器の基本仕様を示す。

2.1 サーバ（1台）

- (1) オペレーティングシステムは、動作保証のため Red Hat Enterprise Linux がプレインストールされ、賃貸借期間のサブスクリプション（5年間）が付与されていること。
- (2) CPUは4コア以上、かつクロック数が3.0GHz以上であること。
- (3) 主記憶容量は、16GB以上であること。
- (4) 補助記憶装置は、容量300GB以上、回転数15,000rpmのものを2個装備していること。
- (5) 補助記憶装置は、SAS アレイコントローラを装備し、ディスクアレイ（RAID1構成）を構成すること。
- (6) 最大読み書き速度5倍速以上のDVD-RW装置（CD-ROM使用時最大読み出し速度24倍速以上）を装備していること。
- (7) 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応のネットワークインターフェースを1ポート以上有すること。
- (8) USB2.0又はUSB3.0規格のUSBポートを4ポート以上有すること。
- (9) シリアルポート（COMポート）を1ポート以上有すること。
- (10) バックアップ用に外付けのストレージの容量は、300GB以上とすること。
- (11) 機器本体は、ラック型であること。
- (12) 電源は、AC100V(50/60Hz)に対応していること。

2.2 KVM スイッチ (1 台)

- (1) ラックマウント型の 1U のコンソールであること。
- (2) キーボード/マウス/液晶モニタが一体型であること。
- (3) サーバと接続し、動作すること。

2.3 設置条件

- (1) サーバ機器 (サーバ及び KVM スイッチ) は、19 インチラックに搭載可能であること。

2.4 市販ソフトウェア等

2.4.1 サーババックアップ用ソフトウェア (1 式)

- (1) Cyber Protect Standard Server (5 年間) が付与されていること。

2.4.2 ウイルス対策用ソフトウェア (1 式)

- (1) Server Protect for Linux であること。

2.4.4 帳簿作成用ソフトウェア (1 式)

- (1) Fast PDF Gen for Linux (x86/x64) であること。

3. 納入等の場所及び時期

調達機器の納入等の場所及び時期については以下のとおりとする。

3.1 納入及び設置

- (1) 令和 6 年 (2024 年) 5 月 17 日までに、以下の場所に納入すること。
(※システム構築作業を行うため)
THE PEAK SAPPORO (札幌市北区北 10 条西 3 丁目 23-1)
- (2) システム構築作業完了後、令和 6 年 (2024 年) 6 月 30 日までに、以下の場所に設置すること。
NTT 札幌東ビル 3 F (札幌市東区北 23 条東 3 丁目 1-1)

なお、納入及び設置に要する費用についても、本見積りに含めること。

3.2 機器動作検証

- (1) 納入業者は令和 6 年 (2024 年) 5 月 17 日までに、北海道の指示のもと、機器の動作検証を目的とした納品物の正常動作確認を実施すること。
- (2) 上記、正常動作確認に係る費用についても本見積りに含めること。

3.3 その他

- (1) 項番 3.1 の納入作業等は、機器調達業者が事前にスケジュール内容を作成、提示すること。

- (2) 詳細については北海道の指示に基づき行い、本設置時の機器の搬入・組立後、空箱等の搬入材を速やかに撤去・廃棄すること。
- (3) 全ての作業において、納入場所等における職員の通常業務の妨げにならぬ様、最善の注意を払いながら作業を実施すること。
- (4) なお、納入後に正常動作が確認出来ない場合は、北海道との調整のもと、速やかに対応を実施すること。

4. 保守

4.1 納品後の検収までの対応

納品後、システム構築等の作業開始までの期間にハード等納品物に不具合が生じた場合、直ちに代替品を納入すること。

4.2 保守対応

- (1) ハードウェアの保守は賃貸借期間の 60 ヶ月とする。
- (2) 保守対応は、平日 9:00~17:00 の出張修理とすること。
- (3) ハード清掃を伴う定期点検を年 1 回実施すること。
- (4) 賃貸借期間中のハードウェア保守窓口を明確にし、迅速的確に対応すること。
- (5) 賃貸借期間中に、無停電電源装置のバッテリー交換が必要となった場合は、別途費用で、バッテリー交換を実施すること。

4.3 その他

全ての作業において、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課と協議の上、指示に従い作業を実施すること。

5. 検収

北海道において、動作確認等の検収を行う。
検収予定時期：令和 6 年（2024 年）6 月下旬予定

6. 機密保護

納入業者は、如何なる場合においても本契約の履行中に知り得た情報（業務に関わる事項及び付随する事項）に関して機密保持を行う。